

## 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書

改正前の国籍法は、出生後の認知により嫡出子たる身分を取得した子の場合、日本国民の父または母の間に婚姻関係が存在することが日本の国籍を取得する要件とされていたが、平成20年の国会で成立した改正法は、この婚姻の要件を除外することなどを内容とするものであり、平成21年1月から施行されている。

本改正法は、平成20年6月に「婚姻の有無により子の国籍取得の扱いに差異を設けた現行の国籍法は憲法の平等規定に一部違憲である」との判決が最高裁判所より出されたことにより、成立したものである。

しかし、法案提出段階から、実際には自分の子供ではない子に対して日本人男性が認知をして子供に日本国籍が与えられる、いわゆる偽装認知の危険性が指摘され、認知が真正なものであることを確認するための万全の調査や、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否についての検討を行うことなど、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われた他、国民の間からも偽装認知の防止などをめぐり懸念する声が出ていた。

このことにより、虚偽の国籍取得の届け出書を提出した者に対する刑罰が設けられたが、いわゆる偽装認知の発生は、我が国が批准する「児童の権利条約」に掲げられた国籍を取得する権利はもとより、子供たちの未来を損ない、さらには、我が国の根幹をも揺るがしかねない可能性がある。

よって、政府ならびに国会におかれては、改正国籍法の趣旨を踏まえ、偽装認知等の不正を防止し制度の厳格な運用に万全を期すため、下記の事項について速やかに対処するよう強く要望する。

### 記

- 1 審査時におけるDNA鑑定の実施を推奨すること。
- 2 申請者や外国人の親の我が国における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査を行うとともに、国籍付与後の継続調査を実施すること。
- 3 各法務局における国籍取得件数などの審査情報の開示を行うこと。
- 4 不正な国籍取得に対する罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
内閣官房長官	平野博文	様
法務大臣	千葉景子	様
国家戦略担当大臣	仙谷由人	様